

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	収納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枕崎市は、収納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

枕崎市長

## 公表日

平成27年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法等の規定により、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市税及び保険料の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li><li>②口座振替不能通知及び督促状送付事務</li><li>③納税額確認書及び納税証明書の発行事務</li></ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>①総合収納管理システム</li><li>②団体内統合宛名システム</li><li>③中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
法人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16, 30, 59, 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】なし 【情報照会】27, 42, 82, 94項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20, 25, 47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枕崎市 税務課
②所属長	枕崎市 税務課長 松田 博
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枕崎市役所 税務課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枕崎市役所 税務課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる